

愛川町教育委員会

平成20年1月22日

愛川町教育委員会 1 月定例会会議録

- 1 会議日程 平成20年1月22日(火)
午後 3時00分から午後 4時12分

- 2 会議場所 愛川町役場 4階403会議室

- 3 議事日程 日程第1 会期の決定について
日程第2 前回会議録の承認について
日程第3 教育長報告事項について (資料第1)
日程第4 平成20年度愛川町教育基本方針について (議案第9号)
日程第5 その他

- 4 出席委員 教育委員長 岡本弘之
委員長職務代理者 三好容子
教育委員 足立原 威
教育委員 八木一郎
教育長 熊坂直美

- 5 説明を要した者及び議事録作成のため出席した者
教育次長 齋藤隆夫
生涯学習課参事兼課長 相野谷 茂
教育総務課長 河内健二
スポーツ・文化振興課長 大貫佳孝
教育開発センター指導主事 佐藤千代乃
教育総務課副主幹 佐藤 貴

◎開会

○（岡本委員長） 皆さん、こんにちは。

ただいまから定例教育委員会を開催したいと思います。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により、教育委員会は、委員長及び在任委員の過半数が出席しなければ、会議を開き議決をすることができないとされております。ただいまの出席委員は5人です。定足数に達しておりますので、1月愛川町教育委員会定例会は成立いたしました。よってこれより開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでありますから、ご承知おき願います。

◎日程第1

○（岡本委員長） これより日程に入ります。

日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期であります。本日1日と定めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（岡本委員長） ご異議ないものと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第2

○（岡本委員長） 次に、日程第2、前回会議録の承認についてを議題といたします。会議録につきましては既に配付のとおりであります。

これより質疑に入ります。何かご意見、ご質疑等がございましたらお願いいたします。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○（岡本委員長） 質疑等ありませんので質疑を終結したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（岡本委員長） ご異議ないものと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより表決に入ります。

日程第2、前回会議録の承認についての採決をいたします。

本案を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- (岡本委員長) ご異議ないものと認めます。

よって、日程第2、前回会議録の承認については原案のとおり承認されました。

なお定例会終了後に会議録署名原本をお回しいたしますので、委員の方は署名をお願いいたします。

◎日程第3

- (岡本委員長) それでは次に日程第3、教育長報告事項についてを議題といたします。

日程第3、教育長報告事項についての説明をお願いいたします。

教育長、お願いいたします。

——教育長より詳細について説明——

- (岡本委員長) ありがとうございます。では、質疑がございましたら、お願いいたします。

三好委員、どうぞ。

- (三好委員) 三好です。1月8日のかわせみ広場の巡回とかわせみ広場運営委員会の様子は。

- (熊坂教育長) 巡回につきましては、全部なかなか回りきれませんでした。かなり大勢の子どもたちが利用しております所もありますし、本当に少ないところもあります。ただもう始めてから何年かたちますので、子供たちはそれなりに有意義に過ごしているように感じました。それが巡回しての感想でございます。次のかわせみ広場の運営委員会では、細かい問題ではいろいろあるようですが、大まかには比較的順調に運営がされているという話でございました。ただ、指導員さんも個々には入れかえがありますので、新しい方、古い方、いろいろになってきまして、その指導員も若干ばらつきがあるので、それを主任指導員さんがうまく指導しながらやっているという状況でございます。

- (岡本委員長) ほかに何か。私からよろしいですか。

13日に一周駅伝大会と成人式にわたってなかなか盛大でよかったんですけども、成人式が終わって、成人式に出たんですけども、せっかく成人式と駅伝を一緒の日をやったわけですよ。そのせっかく同じ日にやって成人チームで走っているにもかかわらず、成人式が何もそれが出てこないんですね。ですからせっかく走ったのですから、年によっては成人

が出ないかもしれませんが、せっかく走ったんですから、式の中の壇上に紹介でもしてですね、成人でこう言う人が走りましたということぐらいやった方が、同じ日にやる意味がないんじゃないかと思ったんですけれどもね。同じ日にやるのは忙しいのにそういう中にあってあえてやっているということは、その辺の対応が少しあったらいいなと思ったんですけれども。そうすると、一緒に、ああこんなに成人が走ったのかということで、それ以後おれも走ってみようかとかね、そういう気にもなっていくんじゃないかなという思いもしましたんで、成人式は実行委員会がやっているということですから、なかなかそこまで発想がいかないと思うんですけれども、その辺は指導すれば可能なんじゃないかなという思いをちょっとしましたね。そんな思いがしました。

○（熊坂教育長） ちなみに参加の割合ですが、当初予定しておりました512人の中で72%の参加で、参加率は前年と変わらないということでありました。

○（齋藤教育次長） 写真をとる時も早かったですね。

○（熊坂教育長） もうちょっと短い予定が伝える方の意図と受け止める方の意図が違ってしまった。

○（齋藤教育次長） 30分になってしまいましたね。

○（相野谷参事兼生涯学習課長） 1人5分ぐらいの受けとめ方と、学校全体でという受けとめ方がその辺の意図の違いがありましたので・・・

○（足立原委員） 先生方も考えなきゃいけない。

○（熊坂教育長） 1人5分くらいと考えられたので、どうしたら時間をつぶすかが、逆な考え方と思いますね・・・

○（岡本委員長） その辺も連絡をして・・・

○（足立原委員） まあね、実行委員会がやっている形ですからなかなかそういうことに、どうかと思いますが、厚木市より先にこういう形でやっているということで。

まあ、成人したんだから、そういう気持ちで先生も対応しなければいけないと思うけれども、何かその辺がちょっとね

○（岡本委員長） いろいろな言葉の端はしが成人扱いした方がいいのではという思いもしました。

ではよろしいですか。ほかにはありませんですか。

三好委員。

○（三好委員） 三好です。先ほど岡本委員長が話された成人式に町一周駅伝競走大会に出場

した 20 才の走者を紹介したらどうかと言う件ですが、今までは、そのような発想がなかったのですが、たまたま、そういうことになったのでしょうか。

○（熊坂教育長） 実はこれは立科町との友好都市 20 周年ということで、立科町の方で表彰したいけれども、今回限りですがということが根底にありまして話しが出されまして、じゃ 20 周年ということにちなんでちょうど、表彰しようということだったんですね。ですから、来年はそれがなくなるということで今までどおりとなります。

○（岡本委員長） 三好委員。

○（三好委員） そこなんですけれども、立科の発案というものの町一周駅伝競走大会と成人式との兼ね合いを考えるとよいことではないかと思えます。できれば継続していったらどうでしょうか。

○（岡本委員長） ほかに何かございますでしょうか。いかがですか。

じゃ、ご異議ないものと認め、他に質問がありませんので、質疑を終結したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（岡本委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、日程第 3、教育長報告事項については教育長報告のとおりご承認をお願いいたします。

◎日程第 4

○（岡本委員長） 次に日程第 4、議案第 9 号 平成20年度愛川町教育基本方針についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○（熊坂教育長） このことにつきましては、来年度に向けて、内容を含めまして、今回平成20年度の教育基本方針として提出することになりました。中身につきましては、担当の方から説明申し上げますので、ご審議のほどお願いいたします。

○（岡本委員長） 説明、お願いいたします。

○（佐藤教育開発センター指導主事） それでは説明させていただきますが、追加資料を 1 枚本日お配りさせていただきました。愛川町教育基本方針と書いてあります資料 2 枚目に入れていただけたらと思います。大変失礼いたしました。

それでは説明させていただきますが、この教育基本方針につきましては、以前も説明させ

ていただきましたけれども、平成16年度にパブリックコメントを行いまして、当面この基本方針については、平成17年度からおおむね4年間の見通しを持って行うということで、基本方針、それから人づくり基本構想の決定がされたと言う経緯があります。その間基本方針については、必要のある場合については字句、あるいはそれらのレベルの一部修正程度の見直しをしていくというふうなことが確認をされております。

本日、事務局といたしましては、20年度に向けて大幅な修正はご提案いたしません。ただ本日お示しいたしました資料を原案といたしますので、ご検討いただきたいと思っております。

それでは、改めて教育基本方針のところを見ていいいただきたいというふうに思います。

はじめに、というところにつきましては、愛川町の教育基本方針が、愛川町の総合計画の施策にのっとなって、そして教育を取り巻くさまざまな現状、それから時代の要請等も踏まえた中で、一人ひとりの子供たちに生きる力をはぐくむというところをやらせていただいております。

(1)は教育の理念。これは、このままでございます。(2)めざす人間像につきましても、同じ形で示していきたいと思っております。(3)の重点目標。学校教育につきましても、そこに①から⑤までございますけれども、大きな変化はございません。それぞれの四角の枠の中の説明のところ、例えば①子どもたちの生きる力を育てますというところにつきましては、枠の中の説明の文末ですね、「努めていきます」というようなところを「努めます」というふうに、文末を変えさせていただいております。②、③、④、⑤につきましても、同じところを訂正していきたいと思えます。

それから社会教育のところにつきましては、①は同じです。それから②の青少年の健全育成を推進します、というところにつきましては、これまでは「社会教育と学校教育の連携を強化し」というふうにありましたけれども、その次の文、「学校・家庭・地域の連携・協力によりふれあい活動や体験活動、交流活動などを促進し、青少年の健全育成に努めます」ということで、言葉が重なっているところがありますので、最初の部分は削除したいというふうに考えます。それから③でございますが、「家庭教育の支援を充実します」と、こういうところですが、ここは「家庭教育支援の充実に努めます」というふうに、変えさせていただきたいというふうに思います。

四角の枠の中でございますけれども、「家族の絆や人としての思いやりの大切さを理解し、社会の一因として自覚ある行動がとれる人づくりの推進を図るため、家庭教育の支援を充実します」というふうにこれまでうたっておりましたけれども、家庭教育はあくまでも第一義

的には保護者にあるというところ、それと保護者の責任と自主性を尊重しながら行政や地域が支援をしていくというふうな意味合いを明確にしていくということから、その4行目です。「保護者の責任と自主性を尊重しつつ、学習機会や情報の提供などにより家庭教育への支援の充実に努めます」ということで、家庭教育支援の方向性を明確にここに打ち出していくというふうに変えさせていただきたいと思います。

それから④の文化芸術活動、それから⑤スポーツ関係団体の育成、それから本日申しわけありません、追加いたしましたスポーツ・レクリエーション活動の普及・推進につきましては、昨年度と同様の文章とさせていただいております。

したがいまして、言葉の重なりでの整理、それから文末の整理というふうな形で本日お示しさせていただきました。

それから本町の教育の根底をなす人づくり基本構想につきましては、きょうの資料の中には入れてございませんけれども、19年度と同様の形で人づくり基本構想は位置づけていきたいというふうに考えております。

それから最後の補足になりますけれども、昨年の教育基本法の改定とそれからさまざまな答申等を受けまして、来年度、20年度間には町の教育基本方針等の改定について取り組んでいきたいと考えてございます。

以上でございます。

○（岡本委員長） ありがとうございます。

それでは、質疑に入ります。質疑がありましたらお願いします。

○（八木委員） ちょっと質問させてもらいます。

社会教育の中で、家庭教育の文言の整理ではなくて、括弧の中のことなんです、今の説明を聞いていますと全くそのとおりでございまして、家庭教育は確かに保護者の責任がもちろん主である。それで保護者のいろいろ価値観の多様化、価値観の自主性を尊重しつつということはわかりますが、以前パブリックコメントを受ける前に、家庭教育というのが青少年の健全育成の中に小さくうたわれていて、もう少し時節柄、ご時世を踏まえたいいわゆる家庭教育について、一般の目線で考えている家庭教育というのはどういうことかということを加味しながら、今社会的に一番みんなが思っている、必要とされている、そういうふうにはいかなければいけないとし、我々でも思う文言をここへわざわざ入れたわけですね。それを取ってしまうということは、もう家庭教育とかそういう文言がごろごろしている世の中で、インパクトがなさ過ぎると私は思うんですよ。だから家庭教育が今おっしゃるように、保護者

の責任で実際にまかせてやって、それをフォローしていくのが方針だと言えばそれでいいけれども、やはり今一番欠けていると世間で思っているのは、一般論としての家庭教育、つまりそこに書いてあるようなことを、もう1回親も子供も認識していかせようということだと思っんですよ。一番大事なところを取っちゃって私はどうかなというふうな感じがして、これは個人的な意見でありますけれども、どうでしょうかね。そこをまず質問したい。

次に文言の整理ですけれども、「何々していきます」を「します」ということに直したという意味は、当事者として、強い意志をもってそれなりの責任と使命感を持っていくという姿勢を正したという意味でよろしいんですかね。はい。わかりました。特に私はその家庭教育という言葉が大嫌いなんですよ。ということは、その言葉が余りにも世の中に長い間ただ言葉だけで流れてしまって、中身はちっともわからないという、どうですかこういう時期ですと具体的なことを盛り込んでいくというのが、教育方針だと思っんですがね。それで教育方針というのをパブリックコメントをかけるだけで、長く同じものを引っ張っていく必要もないし、どこかで重点を上げていくということが、私は望みたいところがございますので、今のその削除のところは非常に残念に思っんですが。

- （相野谷参事兼生涯学習課長） この言い方なんですけれども、教育基本法第10条にただいま説明したように、うたっております。
- （八木委員） 実は私はきょうの新聞の切り抜きを持ってきてますが、この人知っていますよね、片山善博さんて、自治省の官僚なんだけれども、鳥取県の知事をやったりなんかして、その人が、教育委員会についてのことを触れている。お読みになったと思いますが、教育委員会といっても5人の教育委員のことなんです。5人の教育委員というのはね、やはり経営者として自立することを考えなきゃいかんと強く言っているんですね。教育再生会議とか何とかでいろいろなものが出てくるけれども、この人に言わせれば、一番いいのは先生が子供に面と向かって教育ができる本来の姿に戻すということで、雑用は減らせと、そういうことで教育委員が自営的なセンスを持って、自発的に問題意識をもって自分が取り組むしせいが大事であるということです。私は全く賛成で、私がいつも思っていることそのままなんですよ。そういうことを考えてやはり教育目標なんていうのは、あまり羅列的にやらないで、インパクトがあることを目標にして何年かやってみることが大切であるということですね。
- （熊坂教育長） 整理するとき文書の文末が、教育支援・家庭教育の支援があるということで、削除しようかということで考えたわけですが、趣旨の部分の図るためまでは生かしていくことではいかがでしょうか。それでつなげれば。

○（八木委員） 私もね、実はそう考えてきたんですよ。この文言をとりかえず様子を見て、生かすんならば、今教育長がおっしゃるように、人づくりの推進を図るため保護者の責任と、そこに決めていけば問題ないと思うし、何か訴えるものがないと、一般の人が見てもインパクトがなさすぎる、申しわけないんですが、今教育長がおっしゃいましたけれども、皆さんのご意見に基づいて。

○（足立原委員） 昨年度、見直しをしたときに、これについてはいろいろありましたがやはり今、八木委員から出たんですけれども、私もそんなふうに思いますね。

○（三好委員） 教育委員の自立についてのご提案、私も賛成です。人づくりの推進を図るため、保護者の責任をとということで、文言を生かすという、その辺についても賛成をいたします。

ここに家庭教育の支援を充実しますということを取り入れた背景は、今現在、家庭教育が落ち込んでいると言うことがあるからですよ。ですから家庭教育について、もう少し議論をして、どういう支援が可能なのか、どういう支援を進めようとされているのか、教育委員会としてはどの程度できるのか、そういうところをもっともっと議論をした上で、20年度に生かしていただければと思います。私はさらに家庭教育の支援というところを、教育委員会がどう具体的に支援していこうかというその辺を先月の教育委員会のときにも、どういうふうに考えていますかという質問をしたと思うんですが、要保護児童等対策連絡協議会というのが子育て支援課にできていまして、教育委員会もその一翼を担うということで、利用されているわけですよ。ですからそういう意味で自主的にやっていることをこの枠の中にも入れた上で、教育委員会もそのことにきちんとかかわっているんだよっていうことを、堂々と記されたらいいんじゃないのかと思います。実際にやっていることだし、学校だけの問題、教育委員会だけの問題ではどうにもできないことが起きています。

連携の中で対応していくんだというそのシステムがあるわけですから、そういうところをきちんと認識した上で、活動し支援もできるんだっていうところを明確にしていくべきだと私は思いました。文章としては、家庭教育への支援の充実に努めます、の後に、支援関係機関、支援関係者との連携を深めていきますという注を入れることでよいのでは、と思います。

以上です。

○（岡本委員長） いろいろなご意見があるようですけれども、私が若いころはですね、恐らく家庭教育というのは、各家庭における独自性があるという面もあるのかなと、したがって、行政が余り手だてがない場合ということのもどかしさ、その辺もあるのかなという思いがし

ていたんですけれども、いずれにしても、こういう言葉があるというこの家庭教育の1つの中に位置づけられたということになれば、その趣旨として、非常に責任・努力、全部できない、それがぼけちゃいますね。八木委員のおっしゃるとおりね。学校教育とか家庭教育となると家庭教育は各家庭の教育観というか、そういうものもあると思うんですね。だからその辺の兼ね合いというものの難しさ、それはあるかと思うんですね。だからある意味、この言葉であるならばその趣旨をはっきりしておかないと意味がありませんからね。

- （八木委員） 私もまさに委員長がおっしゃるとおり、そういうことなんですよ。余りにも言葉っていうのは、先鋭的になり過ぎてはいけないし、ただ一般論としてですね、今の社会を分析した場合に、ちょっと右系かなと思っても、今までのことから反省を込めて、一般の方々はそのちへいく志向をある意味では望んでいるという意味もあると思うんですよ。

ですから、これが右か左かはその人の考えで別にして、やはりイデオロギーを入れてはいけないということはよくわかりますが、一般論として1つの地域や国が、家庭ができるには、やはりそういうふうなことは昔から別に時代が変わっても不易なものであろうという感覚を持っておりますので、上手に入れていただいた方がいいと思いますね。また4年たって見直しするときに、学校教育も社会教育もみなそうなんです、これはやはり総括的に、そう言っちゃ失礼ですが、当事者としてみれば、こんなようなものがないと不安だとは思いますが、一般の目から見たら当たり前のことです。当たり前のことが書いてある。当たり前のことも書いておこなくちゃいけないんだけど、今度は枠の中に具体論として重点的に盛っておく。本当の重点目標というのをやはりつくってほしいと思いますね。4年間はいろいろあるけれども、これだけに絞るのだったらどこかを重点目標にするような1つの教育基本方針があれば、私は本当に大歓迎なんです、また4年後の委員さん方にゆだねたいと思いますので、ごめんなさい。いろいろ余計なことを言いました。

- （熊坂教育長） 今のところでございますが、三好委員さんから出ましたご意見ですけれども、今このことを具体的に受けるものとして、各課の重点施策というところがございますね。ここに家庭教育の支援の充実という言葉が出てきますので、この基本方針を受けての言葉でございますが、この中の施策として記載するというところで、今のところをご了承していただけたらという意味で考えています。
- （齋藤教育長） 今、言われたこところの7ページになりますけれども、（3）家庭教育の支援の充実とあります。そのところに今、言われた関係機関、関係団体との連携という項目を追加することによって対応をしたいと考えております。

- （岡本委員長） この中に具体的な記述ですね。
- （八木委員） ありがとうございます。
- （岡本委員長） 先ほどの2番の、青少年健全育成を推進します、というのを切っているんですね。3番か家庭教育の支援を充実します。先ほど前の3行を生かすという教育長さんの方からありましたけれども、これについてはどうですか。八木委員のご指摘の、そういうことでよろしいですか。図るためまでを生かして、家庭教育の支援を充実しますを削除して、図るため、保護者の責任とつながるということでよろしいですか。どうですか。
- （岡本委員長） 具体的にどうですか
- じゃ、そういう形でよろしいでしょうか。それちょっと社会教育の中の青少年育成を推進しますの中で、学校・家庭・地域の連携・協力によりとありますね、まさにそのとおりなんですけれども、企業とか職場とか、例えば学校、現在の子供たちがふれあいとかですね、職場との具体的に関連して今現にやっているんですね。だから地域の中にも家庭の中にも含まれているということでは、地域の中にも家庭の中にも含めるといいのですが、もっと強めて企業とか職場とかそういったものをどうかなと、ちょっと思うんですが、その辺が。
- （熊坂教育長） 全員協議会のところでお話いただく資料の中では、学校教育の重点施策の中に人材教育というのをうたっています。その中で具体的な話を進めていくには、推進協議会を立ち上げて、その中に企業も入っていますので、そこで集約されているということではとらえておりますので。
- （岡本委員長） わかりました。皆さん、この機会にわざわざ企業とか、今までは余り企業なんていうのはおいてなかったんですね。学校と企業とかね、そんなことがちょっとあったので、含まれているということですから、了解しました。
- ほかに何か。
- （八木委員） 教育基本方針とは違うニュアンスのことなんですが、先ほどちょっとこれを配られて見て、千葉県の成田市、非常にゆとりというか、考える人は考えるのだなと思って見ていたら、小泉政権のときにできたいわゆる特区ですね。経済特区とかいろいろあるんですが、それをもう速やかに取り上げて、こういうようなことをしていると、そういうような意味から、神奈川県で果たしてそういう事例があるかどうか、私は知りませんが、例えば、今、私いつも口癖でばかの一つ覚えで出てきちゃうんですが、今の現状、いろいろなものの諸悪の根源は、学校教育の中で先生方の多忙にあるというのは、私も本当にそう思っ

う読んでいたらつくづくその人が書いていて、製造業であればね、ものつくろうとするのに、報告とかばかりやっていたら、ものづくりがおろそかになって、生産実績は上がらない。そこを見ているのは経営者じゃないか、生産実績が上がらないのなら、それをカットして余計な報告はしないでいいからそっちに従事してくれ、そういうスタンスでいけってというようなことが書いてあって、大賛成なんですけど、そういう意味で例えば愛川あたりで教育特区ができる、できないの問題じゃなくて、やはり1回5年間ぐらい、先生方が余計ないろいろ報告するじゃなくて、もう学級経営に専念して、子供たちと何でもいいから向き合って何でもやってみようというような、そういう近隣の市町村でないようなものをパット取り上げてやってみて、5年間ぐらいで子供たちがどう変わっていくか、いろいろ起こっている問題がどういうふうに推移していくかというのも、面白い実験と言っては失礼けれども、やはり当事者の先生方、あるいは教育長さんあたりにしてみるとやはりなかなか一つの流れがあって、指示がないところに余計なことをしてということがあるかもしれないけれども、その辺はちょっと前向きに、それはあくまで私がそう思っているだけでありますが、そういうふうなことで取り上げていって、教育基本方針じゃありませんが、それをフォローする1つの施策として何かひとつ打ち出して、欲しいというような気がするんですがいかがですかね。

- （岡本委員長） 教育長。
- （熊坂教育長） 今お話がありました確かに調査等は、国・県、非常にふえています。先生方もそれに追いまくられてはいけないということで、町としてはこっちがわかっている情報はあえて調査はしないと、そういうことをひとつ心がけております。
- （八木委員） 愛川に関しては、愛川方式で一切それは調査を受けつけないとか、余計なものとはということでね、そういう方式があってもいいのかなと思いますけれども。
- （熊坂教育長） それからもう1つは、実はいろいろな研究指定をやれということがたくさんくるわけです。町独自で今回、職場体験も5日間も入れたわけですが、あとまわしにできるものは極力受けないということも考えながらおります。もう1つは現場の先生方の忙しさを少しでも緩和できるような方策を、今予算の詰めをやっていきますので、できたらもう少し人の補充ができたらということで考えております。ご了解を。
- （八木委員） 教育委員会は教育長と一緒にあって、行政に対して予算要求を進めていかなきゃだめなんであって、きょうそればかりなんでごめんなさい。そうだと思いますよ、本当にね。それはぜひお願いしたいと思います。先生方、確かに教育委員会の1つの事務所の事業、国、県いつだか本当に一覧表を見せてもらいましたけれども、あれじゃ子供と話もで

きないと私は思った現実がありますので、それをぜひ取っ払ってやっていただければと思います。

そういうことを思っているだけじゃなくて、やはり現場にそういう方針でやりたいんだけど、ひとつ何かを出して、ほしいと思うんですが、ぜひお願いしておきます。

- （岡本委員長） 国の方でも、先生方の雑務が非常に多いというのを、文科省が初めて声高に言い出したんですけれども、今まではどちらかと言うと、現場からですけれども、本当に最近では文科省がそういうのを声高に言うようになって、今年度の予算のときですか、1,000人の増員とか、非常勤の増員とかというんで、先生方の余裕というのを1つの目玉にして何か対応を始めたようですね。ですからそういうのを徐々に対応はしていると思うんですけれども、確かに先生方に応援している面はありますけれども、これはでも先生という職業も1つの宿命だと思います。やはり多様化する子供が40人も集まればね、いくら出すものを減らすと言っても、もう簡単にいかないのは教師の1つの仕事なんですね。

教師というのは、やはり子供たちから問題提起をされて、それでその解決に至るんで、子供からいろいろ教わってまたいろいろなことを感じながら、解決の為に努力すること。これがやはり教師の1つの職業の持つ魅力なんですよ。

- （八木委員） よくわかりますけれどもね、ただ子供をなおざりにしちゃって、いじめやなんかの問題をみてやったりするのが今の社会の現実ですから、そういう思いがあるんです。
- （岡本委員長） そうです。だからやはり先生方が情熱を持って子供に向かい合うという、現在やはり多くの先生は、私自身そうだと思っていますよ。やはりそういう子供たちに当たっていると思いますよ。ただ今はやはり社会を取り巻く状況が非常に敏感ですから、先生方はかなり疲れているんじゃないかなという感じは確かにしますけれどもね。
- （八木委員） 余裕を持って教育哲学にふけるぐらいでなけりゃ、やってられないんですよ、実際ね。
- （岡本委員長） 神奈川県も教育特区はありますよね。横浜なんかで何か……。
- （熊坂教育長） 町村では余りないですよ。
- （岡本委員長） 横浜なんかでは英語を小学校からやるなんていう学校をつくったり、いろいろあるみたいなんですけれども、でもやはり大きな組織の中で決められることなのか。
- （足立原委員） この前の全国一斉の調査がありましたね、学力の。あれを受けなかったところもあるわけでしょう、現実には。そのぐらいのことを言っているのは岐阜県のある市くらいですね。やはり板橋でも何かそういう特徴があれば目立ってしまうんじゃないですけ

れども、やはりそのくらいの決断力を努力するのが今委員おっしゃったけれども、5年間やれば何とかいいものができるんじゃないかと、そういうものも考えていく必要があるんじゃないか。今社会教育をやっておりますけれども、そんなふうに思いまして。決断力というかね、教育委員会は独立した部分にまだ現状では考えて、町長部局とは違うんだ。

- （教育総務課長） 教育総務課長ですけれども、今いろいろお話がございました予算の関係のあるところが1つございましたけれども、町の方としましても新聞記事などご存じだと思いますけれども、教員そのものを増やしていこうということで、子供に向き合う時間の確保をしようとの対策がされています。その1例として、教員の勤務実態で11時間ぐらいの中で、実際に子供に向き合う時間というのは、やはり5～6時間程度ぐらいであるとのこと。

また、11時間も学校にいる実態があるというようなことでありました。そこで増員関係ですと、教職員数1,000人以上、さらには非常勤講師等7,000人の配置という話がございます。そういった中で、私どもの町としても、そういった勤務実態は、現にあるということで、いろいろなバランスを考え、支援をできるようなスタッフを町独自の予算で配置し、例えばサポーターとか、介助員であるとか或いは、また、特別支援教育等を進める中での支援をするいわゆるスタッフということで、本来は教職員等を非常勤的に置ければよろしいわけですけれども、そういった部分を補うことが町としてもございます。しかしながらそういう支援員を非常勤ではございますけれども、町としても予算の要求をさせていただきまして、多少なりともそういったスタッフそのものについても雇用していこうということで考えているということであります。こうしたところについてはまだ予算の要求等の段階でもありまして、スタッフの配置ができるよう努力しているところでございますので、その辺が明らかになりましたら、詳細説明をしたいと思えます。

以上です。

- （岡本委員長） 私、昨年ですか、小学校を視察させていただきました。あのときに随分やはり教えられている人数が少ないとか、非常に少人数学級とかで、かなりそういう点では、今の先生はかなり恵まれている面もあるなという思いで見えていたんです、実は。我々は大体50人学級でやってきましたから、だから今のお子さんはそういう意味では、特に中学校はわかりませんが、小学校を見ている限り、かなり先生方があてがわれていて、小人数になっているなという思いは、少なればそれでいいんですけれども、限度がやはりありますから、その辺についてはちょっと見ていましたけれどもね。幸せだなあと思いましたけれども、小人数でね。だから中学もかなり減ってきているような感じはしますね。ただこんなことを

言っていいかわかりませんが、基本はやはり先生方の心意気ですね、ある意味では。それから情熱。教育にける情熱がないとだめですね。だからやはり先生方の人数もふえて、ちゃんとした教育ができれば一番すばらしいなと思いますね。

- （岡本委員長） いろいろご意見が出たけれども、まだほかに何かございましたら。よろしいですか。特にないでしょうか。

では、ほかに質疑がございませんので、質疑を終結したいと思います、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- （岡本委員長） ご異議ないものと認め、よって質疑を終結いたします。

これより表決に入ります。

議案第9号 平成20年度愛川町教育基本方針について採決いたします。

これは先ほど論議した中で一部変える部分ということを含めた上での原案ということよろしいですか。委員の皆さん、それでよろしいですか。そういう意味での原案ということの採決をいたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- （岡本委員長） ご異議ないものと認めます。よって、議案第9号 平成20年度愛川町教育基本方針については、原案のとおり可決されました。

◎日程第5

- （岡本委員長） 次に、日程第5、その他について、各委員の方より特にご意見・ご質疑等がありましたらよろしくお願いします。

はい、お願いします。

- （佐藤教育開発センター指導主事） その他のところでは、資料の追加というところでお話をさせていただきますが、まず1つ目は、教育再生会議から19年12月25日付で、社会総がかりで教育再生をとということで、教育委員会の方に取りまとめた第三次報告が届きましたので、本日の増刷りをしてお配りをさせていただきました。これにつきましては教育再生会議につきましては、内閣官房の方で取り組まれていることをごさいます、21世紀の日本にふさわしい教育のあり方ということで検討が行われた中で、第三次報告の取りまとめということで。今後またこれもいろいろご意見をいただきながら、第三次報告の後、取りまとめたもの

がもう一度最終的なまとめとして報告がされるというふうなことであります。

1 ページ目をめくっていただきますと、基本的な考え方ということの中で、社会総がかりで、「自立して生きる力」と「共に生きる心」をはぐくむというふうなことで、第三次報告の重点は、現場が切磋琢磨し、すべての子供の立場に立った教育再生をということで、報告書の中は6-3-3-4制の弾力化とか履修主義の見直し、英語教育の抜本的な改革等、その他総合的学力向上と徳育、体育、大学・大学院改革等、いろいろその中に取りまとめておりますので、後ほど目通しをいただければというふうに考えます。

それからあわせてもう1点ございます。本日幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善についてということで、これはお手元でございますでしょうか。これにつきましても、教育委員会の方に届きましたので、増刷りさせていただきながら、中央教育審議会の最終的な答申ということでお配りをさせていただいております。この答申がされた後に、今後文科省等では、学習指導要領の具体的な改善がもう今行われておりますので、この3月に学習指導要領が発表されるということで、それに基づいて来年度以降、新たに各学校で学習指導要領に基づいた小中学校の教育が行われていくというふうに考えます。

先ほど幾つかお話がございましたけれども、基本的には教育基本法の改正を受けた上でのさまざまな内容が若干変わってきているものがあるけれども、基本的には、子供たちが生きる力をはぐくんでいくという基本方針は変わらず、その理念を踏襲してやっていきますということでした。後ほどこれもお読みいただきたいというふうに考えますけれども、基本的には生きる力をはぐくむということの中で、基本の力を子供たちにつけるとか、思考力、判断力、表現力の育成、それから心や体をはぐくんでいくというようなことで、具体的には小中学校の授業時数がふえる、それから重要になってくる国語の力、それから理数系教育の充実、それから伝統文化等への教育の充実、それから小学校段階での外国語活動等、具体的な学習指導要領改善に向けてということでの答申になっておりますので、これにつきましても、お目通しいただけたらというふうに思います。

それから先ほどお話がありました教師の多忙感というところにつきましては、139ページのところで、教師が子供たちと向き合う時間の確保など、教育条件の整備等というふうなことが書かれておりますので、そこら辺のところは確かに教育委員会としても、先生方も子供たちと向き合いながら、教育をしていくんだというところを大事にしながら、来年度の研修事業等についてやっていくというふうに考えています。

簡単ですが、第三次の報告といたします。

- （岡本委員長） ほかに質疑のある方ありませんか。事務局の方は何かございますか。よろしいですか。

それでは特に質疑がありませんので、質疑を終結することにご異議ありませか。よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- （岡本委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、日程第5、その他についてはご了承をお願いいたします。特にないですね。

◎閉会

- （岡本委員長） ではほかにないようですので、以上をもちまして、議事のすべてが終了しましたので、閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- （岡本委員長） ご異議ないものと認めます。よって、1月定例会を閉会いたします。

長時間にわたりありがとうございました。大変ご苦労さまでした。